



2020年3月27日

各位

会社名 サン電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 好己
(コード番号 6736 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役 山本 泰
電話 052-756-5981

当社プレスリリースに関する提案株主の主張に対する当社の見解

この度、当社臨時株主総会の招集を請求した提案株主（Oasis Investments II Master Fund Ltd.）のウェブサイト上で、当社の2020年3月9日付け「臨時株主総会の付議議案及び株主提案に対する当社取締役会の意見のお知らせ」（以下「3月9日付けプレスリリース」といいます。）に関連して一部事実と異なる主張がなされているため、下記のとおり訂正するとともに、提案株主の主張に対する当社の見解をお知らせいたします。

記

1. 当社が、提案株主が回答期限までに回答を行った事実を隠して虚偽の開示をしているという事実はないこと

提案株主は、当社が、提案株主が回答期限までに回答を行った事実を隠して虚偽の開示をしていると主張しておりますが、そのような事実はございません。

当社は、提案株主の臨時株主総会招集請求書やそのウェブサイトで公表している意見を真摯に検討した上で、提案株主に追加で確認する必要があると考えた点について明らかにすべく質問状を送付しましたが、提案株主からは従前の主張の繰返しの域を出ない抽象的な回答しか得られておりません。

また、3月9日付けプレスリリース 32頁～33頁にあるとおり、当社は、提案株主の提案議案において取締役候補者とされているヤコブ・ズリッカ氏及びヤニブ・バルディ氏について、その人柄や当社経営に対する意欲を確認できる（面談の実施又は）レターの提出を求めましたが、当社が提案株主から受領したのは、各候補者が選任された暁には取締役としての義務や当社の中長期的利益に貢献する、という極めて短く定型的な内容のレターのみであり、当社が両氏の取締役としての適格性を判断するに足りるものではございませんでした。また、面談の実施や、当社が求めた内容が記載されたより詳細なレターの提出に応じる旨の回答については一切言及されておりませんでした。

上記のような結果を踏まえ、当社は、提案株主の回答について、（当社が質問した

事項について) 具体的な回答が得られていない、又は(当社が求めたような内容の) レターの提出に応じる旨の回答が得られていない旨を株主の皆様にご説明しているものであり、提案株主から回答又はレターを物理的に受領していないといった虚偽の開示を行ったものでは全くございません。

当社としましては、今後も引き続き適時・適切な開示に努めてまいります所存でございます。

なお、提案株主は、当社が提案株主による臨時株主総会の招集請求から6週間以上経過してから提案株主に対して質問状を送付したことを取り上げ、当社が株主の利益のために真摯な姿勢で取り組んでいないかのように述べておりますが、当社としては、1月23日付けで臨時株主総会の招集請求権の行使を受けて以降、決算など通常の業務も多忙な時期にもかかわらず、可能な限り多くのリソースを割きながら速やかに臨時株主総会を開催できるよう準備を進めてきたところであり、上記のような批判は極めて不合理なものであることを申し添えさせていただきます。

2. 山口正則氏及び山本泰氏は **Cellebrite** 社の経営において重要な役割を果たしていること

当社取締役である山口正則氏(以下「山口氏」といいます。)及び山本泰氏(以下「山本氏」といいます。)が当社子会社の **Cellebrite DI Ltd.**(以下「**Cellebrite** 社」といいます。)の経営において重要な役割を果たしていることは、3月9日付けプレスリリースにおいてご説明したとおりです。山口氏は、**Cellebrite** 社を2007年に連結子会社化して以降、同社の経営・管理に長期にわたって携わる中で同社を順調に成長させてきており、山本氏は、同社の **Director** として経営に携わり、当社と **Cellebrite** 社の連携を含めたモバイルデータソリューション事業の推進に貢献しています。

提案株主は、山口氏及び山本氏が **Cellebrite** 社のウェブサイトにおいて紹介されていないことをもって、当社の上記の説明が事実と反すると主張しておりますが、会社のウェブサイトで紹介されているか否かと、会社の経営への貢献度は全く関係がなく、提案株主の主張は不合理であると言わざるを得ません。

3. **Cellebrite** 社の第三者割当増資及び当社の転換社債及び新株予約権の発行により当社の企業価値が毀損されたという事実はないこと

提案株主は、①2019年7月に実施された **Cellebrite** 社による第三者割当増資及び②当社が2019年末から2020年初めにかけて実施した転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行により、当社の企業価値が毀損されたと主張しておりますが、そのような事実がないことは、3月9日付けプレスリリースにてお知らせしたとおりで

す。当社は、上記①及び②の実施にあたっては資金調達の可能性を十分に検討した上で、適切に提携先を選択し、第三者機関による客観的な評価に基づいて発行価額を決定しており、上記①及び②の実施により、当社の企業価値が毀損したことを示す事実はありません。

4. 当社の現在の取締役が当社の業績回復に向けた戦略実行において重要な役割を果たしている一方で、提案株主の株主提案に係る取締役候補者は当社の現状の課題を解決するために適任であるとはいえないこと

提案株主は、当社の取締役が当社の業績回復に必要であるとはいえず、提案株主の提案する取締役候補者が当社の中長期的な企業価値を増大させる等と主張しておりますが、株主提案において解任対象とされている当社の取締役が当社の業績回復に向けた戦略実行において重要な役割を果たしており、他方で提案株主の株主提案に係る取締役候補者が当社の現状の課題を解決するために適任であるとはいえないことは、3月9日付けプレスリリースにてお知らせしたとおりです。解任対象とされている取締役は、これまでの業務で培った個別具体的なスキル、ノウハウ及び人脈等を通じて当社の業績回復に貢献することが期待され、当社の現在の取締役に加えて会社提案に係る取締役候補者が選任された場合には、当社の各事業に必要な全てのスキルがバランスよく網羅された取締役会構成となります。他方で、解任対象とされている取締役が解任され、提案株主の株主提案に係る取締役候補者が選任された場合には、当社の主力事業の監督能力が欠如又は不足することが見込まれる等、当社の現状の経営課題を解決できるような取締役会構成となり得ないことが明らかです。

なお、提案株主は、当社の赤字部門の立て直しの経験のある取締役が存在しないかのような主張をしておりますが、当社指名諮問委員会としては、当社の業績回復に向けて、赤字部門の立て直しの経験のある取締役がより一層必要であるとの趣旨で「不足」していると指摘しているにとどまり、現在の取締役にそのような経験がないと考えているわけではないことを付言させていただきます。

株主の皆様におかれましては、3月9日付けプレスリリース（又は臨時株主総会招集ご通知）に記載の当社取締役会の意見にご賛同頂き、当社の提案（会社提案）を支持して頂きますようお願いいたします。

以上